

大情審答申第 400 号

平成 27 年 8 月 21 日

地方独立行政法人大阪市民病院機構

理事長 瀧藤 伸英 様

大阪市情報公開審査会

会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 26 年 8 月 6 日付け大総務第 e-150 号及び同日付け大総務第 e-151 号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市病院局長（当時。現地方独立行政法人大阪市民病院機構理事長。以下「実施機関」という。）が、平成 26 年 3 月 25 日付け大病総第 585 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定 1」という。）及び同日付け大病総第 586 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 とあわせて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 26 年 2 月 4 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「公開条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、『顔面神経刺激装置買入にかかる文書』及び『顔面神経麻痺により大阪市立総合医療センターで治療を受けられた方の個別カルテ』を除く『顔面神経麻痺にかかわり、大阪市立総合医療センターにある全ての資料一式』の旨の公開請求（以下「本件請求 1」という。）及び「説明責任も果たせず、又審査会からも『不適切な対応』と言われる病院局から平成 25 年 3 月 14 日付大阪市立総合医療センター医療安全管理部 ○○（発信者名）で発信された文書は、どこの誰の権限によって出されたものなのか、その責任の所在を示す文書等を示されたい。」の旨の公開請求（以下「本件請求 2」という。）を行った。

2 本件決定 1

実施機関は、本件請求 1 に係る公文書（以下「本件文書 1」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、公開条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定 1 を行った。

記

「公開請求にかかる公文書を保有しておらず、実際に存在しないため。」

3 本件決定2

実施機関は、本件請求2に係る公文書（以下「本件文書2」といい、本件文書1とあわせて「本件各文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、公開条例第10条第2項に基づき、本件決定2を行った。

記

「公開請求に係る公文書は存在したが、保存年限（1年未満）が経過したため廃棄しており、実際に存在しないため。」

4 異議申立て

異議申立人は、平成26年4月28日、本件各決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条第1項第1号に基づき、それぞれ審査請求を行った。

なお、大阪市病院局は平成26年9月30日付けで解散したところ、本件各文書に係る事務については、同年10月1日付けで設立された地方独立行政法人大阪市民病院機構が大阪市病院局から引き継いでいることから、当該審査請求については、公開条例附則第10項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構に対する異議申立てとみなしている。（以下、本件各決定に対する各審査請求をあわせて「本件各異議申立て」という。）

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

- (1) 顔面神経麻痺の治療にかかわり記述されたものがまったくないというのは納得できない。
- (2) 未発表のものやメモ書き等があるなら公開してほしい。
- (3) 発表等で公表されたもので、顔面神経麻痺の治療にかかわるものがあれば、情報提供してほしい。

2 本件決定2について

本件文書2は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号。以下「管理条例」という。）第6条別表において、3年若しくは1年保存の項に区分されるものと思われ、1年未満の保存期限で廃棄されるようなものではない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

平成26年3月5日付けで異議申立人から大阪市病院局長宛て送付した文書に「…私

が知りたいのは、顔面神経麻痺にかかわり、総合医療センターの治療の考え方等が少しでもわかるものがあればと思い請求しています。」と記載があった。

これを踏まえ、本件請求1について「顔面神経麻痺にかかわり、総合医療センターの治療の考え方等が少しでもわかる資料」を求める趣旨であると理解した。

しかしながら、総合医療センターでは個々の症状により患者に最適な治療方法を選択のうえ実施しており、病院としての一般的な治療の考え方等を記載した書類は作成しておらず、該当文書は存在しない。

2 本件決定2について

本件文書2は存在していたが、平成25年3月ごろに作成された「その他の公文書」に該当する文書であり、管理条例第6条別表により保存期間は「事務処理上必要な1年未満の期間」とされており、同年3月31日の経過をもって保存期間を超えたため廃棄しており、当該文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

公開条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、公開条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求1について、本件文書1が存在しないことを理由に本件決定1を行い、本件請求2について、本件文書2は存在していたが、その保存期間の満了により廃棄したため、存在しないとして本件決定2を行ったのに対して、異議申立人は、本件各文書の公開を求めるとして争っている。

したがって、本件各異議申立ての争点は、本件各文書が存在しないとしてなされた本件各決定の妥当性である。

3 本件決定1の妥当性について

(1) 異議申立人は、本件決定1について、顔面神経麻痺の治療にかかわり記述されたものがまったくないというのは納得できない旨を主張している。

そこで、顔面神経麻痺に関する資料等、本件文書1として特定すべき公文書の存否について、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア 患者に対する診療等は、通常、担当医師が自身の医学的見識に基づいて、患者と一対一で、個々の症状により患者に最適な治療方法を選択のうえ実施している。

イ したがって、実施機関として、顔面神経麻痺の治療に関する一般的な考え方等を記載した文書は作成しておらず、本件文書1は存在しない。

ウ なお、医師が、診療等に関する文献・書籍・論文等を個人的に保有している場

合があるとしても、これらは公文書には該当しない。

- (2) 以上を踏まえると、実施機関が、本件文書1を公文書として保有していないとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

4 本件決定2の妥当性について

- (1) 異議申立人は、本件文書2は1年未満で廃棄されるものではない旨を主張している。

そこで、本件文書2について実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア 本件文書2は、「平成25年3月14日付大阪市立総合医療センター医療安全管理部 ○○（発信者名）で発信された文書」（以下「当該書状」という。）を送付するという意思決定を行った決裁文書（以下「当該文書」という。）であると判断した。

イ 当該文書は、大阪市立総合医療センター医療安全管理部調整担当課長（当時）を決裁権者として意思決定を行ったものである。

ウ 当該書状は、平成23年8月31日付けで異議申立人から実施機関へ送付された文書の内容に関し、異議申立人に対して、実施機関として意見を述べるために送付したものである。

エ 異議申立人に対しては、当初から、面談及び電話による説明の機会を幾度となく求めてきたものの、応じてもらえなかったため、異議申立人に対し、文書により実施機関としての意見を表明したものである。

オ 当該書状に記載した内容は、本来、面談若しくは電話により口頭で説明することができる程度のものではあった。

カ 以上を踏まえ、当該書状を送付する旨の意思決定を行った当該文書については、その保存期間が1年未満である「その他の公文書」に該当すると判断し、当該年度（平成25年度）の終了を以って保存期間が満了したため、廃棄したものである。

- (2) 当審査会において、本件請求2に係る公開請求書に添付された当該書状を見分したところ、その内容は、「本来、面談若しくは電話により口頭で説明することができる程度のもの」であるとする実施機関の主張について首肯し得るものである。

したがって、当該書状を送付する旨の意思決定を行った当該文書について、その保存期間を1年未満とし、当該年度の終了を以って保存期間が満了したため、廃棄したとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 金井美智子、委員 西村枝美、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

平成 26 年度諮問受理第 110 及び第 111 号

年 月 日	経 過
平成 26 年 8 月 6 日	諮問
平成 26 年 9 月 8 日	実施機関から弁明書の提出
平成 26 年 10 月 22 日	異議申立人から反論書の提出
平成 27 年 2 月 12 日	審議 (論点整理)
平成 27 年 4 月 14 日	実施機関理由説明
平成 27 年 4 月 28 日	審議 (答申案)
平成 27 年 5 月 26 日	審議 (答申案)
平成 27 年 6 月 16 日	審議 (答申案)
平成 27 年 7 月 14 日	審議 (答申案)
平成 27 年 8 月 21 日	答申